

○新制度における利用者負担の考え方(教育標準時間認定(1号))

【国の考え方】

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
- 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ示される。
- 国基準保育料のイメージは、国が定める水準であり、教育標準時間認定を受ける子どもについては、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、幼稚園就園奨励費を考慮して保育料を設定。
- 新制度では市町村民税の所得割額で算定することとされたので、利用者負担の切替時期は9月以降となる。(切替時期は、今後国から通知等により統一される)4～8月は「前年度分町民税額」により認定し、9月以降は「当年度分」により認定する。
- 現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わない。極力影響が出ないよう階層の区分に用いる税額を変更することとしている。

【町の方針】

- ① 新制度における1号認定の利用者負担額は、応能負担の原則を踏まえた上で設定する。
- ② 階層区分は、国基準の5階層5区分で設定する。
- ③ 国基準利用者負担額に対する町の利用者負担額の比率は、2号認定、3号認定と同様に85%とする。
- ④ 多子軽減については、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料とする。
- ⑤ 低所得世帯等の減免を設定する。

○教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額(案)

階層	所得割ベース	世帯収入	所得割ベース 課税所得額	利用者負担 国基準金額	利用者 負担額
1	生活保護世帯			0	0
2	市町村民税非課税			9,100	2,000
3	所得割課税額 ~ 77,100	3,440,000	1,285,000	16,100	13,600
4	所得割課税額 ~ 211,200	6,240,000	3,520,000	20,500	17,400
5	所得割課税額 211,201	6,240,000	3,520,000	25,700	21,800

設定予定額		設定金額		現行差
設定金額	設定比率	設定金額	設定比率	
0		0		0
3,185	35.0%	2,000	22.0%	2,000
13,685	85.0%	13,600	84.5%	13,600
17,425	85.0%	17,400	84.9%	17,400
21,845	85.0%	21,800	84.8%	21,800
	72.5%		69.0%	

《低所得世帯等の減免の取り扱い》

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合においても、同様に軽減措置を実施。

○基準額上、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施

(対象世帯)

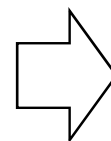
母子・父子世帯、在宅障害者(児)のいる世帯

(軽減額)

上記世帯に該当する場合は、右欄基準額表を適用

【教育標準時間認定】

階層区分	定 義	利用者負担国基準金額	町利用者負担額(案)
		保育標準時間	保育標準時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,100円	2,000円
第3階層	所得割課税額 77,100円未満	16,100円	13,600円



利用者負担国基準金額	町利用者負担額(案)
保育標準時間	保育標準時間
0円	0円
15,100円	12,600円